

東京都公報

発行 東京都

目 次

規則

○都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則………(総務局行政部区政課)……

規則

○都市計画の図書の縦覧(二件)………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……

令和七年八月十四日

●東京都規則第百四十八号

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則(昭和五十年東京都規則第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表国民健康保険事業助成費に係る被保険者数の項数値の算定の基礎の欄及び数値の算定の方法の欄を次のように改める。」

者等を除く被保険者の数」を「数(全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三十一号)による改正前の国民健康保険法附則第六条に規定する退職被保険者及びその被扶養者を除く。)」に改め、同表元利償還金の項数値の算定の基礎の欄及び数値の算定の方法の欄を次のように改める。

平成十二年度以降に知事の同意又は許可を受け、当

該年度の五月三十一日までに発行した義務教育施設整備事業のうち用地取得造成事業に係る地方債の当該年度における元利償還金

第四条第一項の表年度支払額の項数値の算定の基礎の欄1中「決定」の下に「及び令和六年度特別区都市計画交付金交付要綱(令和七年一月十七日六總行区第五百九十号総務局長決定)」を加える。

第五条第三項の表二の部6の款(3)の項中「種別補正」の下に「段階補正」を加える。第六条第五項の表経常的経費の部衛生費の項及び投資的経費の部民生費の款児童福祉費の項中「(歳格補正Ⅲ係数-1)」を「(歳格補正Ⅲ係数-1)+(歳格補正Ⅳ係数-1)」に改め、同部土木費の款道路橋りょう費の項中「密度補正係数」を「段階補正係数+(密度補正係数-1)」に改める。

第七条の表一の部1の款(1)の項中「○・七五〇」を「○・八〇八」に、「○・八五」を「○・八九七」に、「一・一七九」を「一・一一五」に、「一九・八二一」を「一四・六七九」に改め、同款(2)の項中「○・四九八」を「○・五〇一」に、「一・一五一」を「一・一五〇」に改め、同表一の部1の款(1)の項中「一・三四六」を「一・三三四」に、「一・一六五」を「一・一六〇」に、「○・八四三」を「○・八四七」に、「七八・五九八」を「七八・七一八」に、「四三・二二三」を「四三・二八二」に改める。

附則第二項中「1.08558632」を「1.0289196」に改める。

別表第一 経常的経費の部議会総務費の項中「0.471」や「0.665」など「0.529」や「0.335」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「0.937」や「0.932」など「0.063」を「0.068」に改め、同款老人福祉費の項中「0.952」や「0.949」など「0.048」や「0.051」に改め、同款生活保護費の項中「0.937」や「0.934」など「0.063」や「0.066」に改め、同款児童福祉費の項中「0.849」や「0.867」など「0.151」や「0.133」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「0.895」や「0.901」など「0.105」や「0.099」に改め、同款後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0.977」や「0.976」など「0.023」や「0.024」に改め、同部衛生費の項中「0.820」や「0.826」など「0.180」や「0.174」に改め、同部清掃費の款清掃総務費の項中「0.619」や「0.618」など「0.381」や「0.382」に改め、同款収集作業費の項中「0.834」や「0.835」など「0.166」や「0.165」に改め、同款収集車両費の項中「0.846」や「0.847」など「0.154」や「0.153」に改め、同款処理処理費の項中「0.928」や「0.932」など「0.072」や「0.068」に改め、同部経済労働費の款産業経済費の項中「0.836」や「0.788」など「0.164」や「0.212」に改め、同部土木費の款建築公害費の項中「0.627」や「0.646」など「0.373」や「0.354」に改め、同款都市整備費の項中「0.774」や「0.771」など「0.226」や「0.229」に改め、同款道路橋りよべ費の項中「-0.377」や「-0.025」など「1.377」や「1.025」に改め、同部教育費の款その他の教育費「0.573」や「0.575」など「0.427」や「0.425」に改め、同部公園費の項中「32,730人」や「32,220人」など「0.553」や「0.572」など「0.447」や「0.428」など「0.720」や「0.712」など「0.280」や「0.288」に改め、同表投資的経費の部議会総務費の項中「0.114」や「0.248」など「0.886」や「0.752」に改め、同部民生費の款老人福祉費の項中「0.875」や「0.000」など「0.125」や「1.000」に改め、同部清掃費の項中「0.556」や「0.000」など「0.444」や「1.000」に改め、同部土木費の款都市整備費の項の次に次のとべに記べる。

測定単位の種別補正後の数値が2,322,000 平方メートルに満たないもの 当該特別区の数値 2,322,000平方メートルに満たない数 0.078
別表第一 投資的経費の部教育費の項中「32,730人」や「32,220人」など「0.000」や「0.675」など「満たない数 1,000」や「満たない数 0.325」など「0.611」や「0.351」など「0.389」や「0.649」に改め。
別表第二 経常的経費の部議会総務費の項中「0.023」や「0.014」など「0.976」や「0.985」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「1,037」や「0.972」など「0.829」を「0.841」など「3,939」や「3,097」など「0.984」や「0.986」に改め、同款老人福祉費の項中「0.868」や「0.863」など「0.102」や「0.107」など「24,067」や「24,778」など「0.946」や「0.945」に改め、同款生活保護費の項中「1,291」や「1,281」など「0.920」や「0.930」など「0.276」や「0.274」など「10,003」や「9,835」など「0.450」や「0.456」など「0.474」や「0.453」など「0.147」や「0.152」など「0.063」や「0.066」に改め、同款児童福祉費の項中「0.639」や「0.663」など「2,403」や「2,407」など「0.900」や「0.91」や「0.085」など「0.924」や「0.931」など「0.340」や「0.314」など「0.902」など「0.444」や「0.468」など「0.987」や「0.986」など「0.537」や「0.529」など「0.817」や「0.820」など「13,507」や「13,200」など「0.865」や「0.863」など「0.097」や「0.088」など「0.967」や「0.970」に改め、同部衛生費の項中「0.891」や「0.856」など「0.954」や「0.956」に改め、同部土木費の項中「6,271-0.231」や「4,682+0.081」など「6,271に」や「4,682に」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「1,081」や「0.652」など「0.796」や「0.877」など「前前年度」や「前前前年度」など「Aのうち」や「当該年度の前前前年度」に改め、同款中学校費の項中「1,771」や「1,065」など「0.672」や「0.803」など「前前年度」や「前前前年度」など「Aのうち」や「当該年度の前前前年度」など「の前年度」や「の前前年度」など「Cのうち」や「当該年度の前前年度」に改め、同款その他の教育費の項中
道路橋りよ う費
測定単位の種別補正後の数値が2,322,000 平方メートル以上のもの 2,322,000平方メートル 1,000 2,322,000平方メートルを超える数 0.922

東京都公報

「12.02」を「11.52」、 「0.935」を「0.948」、 「29.75」を「29.58」、 「0.965」を「0.968」に改め、同表投資的経費の部民生費の款老人福祉費の項中「0.845」を「0.000」、 「0.125」を「1.000」に改め、同部土木費の項中「11.634」を「11.317」、 「1168」を「175」に改め。

別表第三経常的経費の部議会総務費の項中「1.006」を「1.004」、 「1.011」を「1.007」、 「1.017」を「1.011」、 「1.02」を「1.014」、 「1.028」を「1.018」、 「1.033」を「1.021」、 「1.039」を「1.025」、 「1.04」を「1.028」、 「1.044」を「1.029」に改め、同部土木費の項中「11.634」を「11.317」、 「14.274」を「9.592」、 「0.077」を「0.049」、 「542,695,968」を「542,085,287」、 「24.743」を「40.849」、 「348,147,605」を「347,972,129」、 「425,966,950」を「425,617,392」、 「464,876,623」を「464,440,023」、 「633,485,204」を「632,671,427」、 「672,394,877」を「671,494,058」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「3,482,574」を「3,706,091」、 「15,188」を「16,286」、 「区立福祉型児童発達支援センター(知的障害児)」を「区立児童発達支援センター」に改め、同部社会福祉費の項中「75,974」を「74,132」に改め、同款児童福祉費の項中「1,409,340」を「1,532,350」、 「1,770,770」を「1,929,630」、 「2,393,970」を「2,639,340」、 「4,258,100」を「4,669,340」、 「149,242」を「164,272」、 「215,240」を「225,410」、 「268,910」を「282,410」、 「245,640」を「255,990」、 「475,900」を「493,030」、 「12,315」を「12,747」、 「293,391,076」を「315,530,558」、 「8,962」を「8,900」、 「10,023,693」を「11,809,156」、 「1,559,759」を「1,645,486」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「0.5114」を「0.5304」、 「0.6173」を「0.6050」、 「0.2802」を「0.2657」、 「0.9914」を「0.9924」に改め、同款後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0.0607」を「0.0588」、 「0.9484」を「0.9495」、 「0.0516」を「0.0503」に改め、同部衛生費の項中「43,038」を「44,787」、 「8,483,670」を「9,025,470」、 「9,982」を「10,708」に改め。

〔 B 児童福祉法の規定により児童相談所設置市として指定を受けた当該特別区が当該年度に児童相談所を開設した月数〕

「 B 児童福祉法の規定により児童相談所設置市として指定を受けた当該特別区が当該年度に児童相談所を開設した月数」

補正Nの算式

昼間人口比率が1.00未満の特別区

1.000

昼間人口比率が1.00以上1.25未満の特別区

1.006

昼間人口比率が1.25以上1.75未満の特別区

1.011

昼間人口比率が1.75以上3.00未満の特別区

1.017

昼間人口比率が3.00以上5.00未満の特別区

1.022

昼間人口比率が5.00以上8.00未満の特別区

1.028

昼間人口比率が8.00以上12.00未満の特別区

1.033

昼間人口比率が12.00以上15.00未満の特別区

1.039

昼間人口比率が15.00以上の特別区

1.044

中「5,538」を「5,761」に改め、同款収集車両費の項中「1,554」を「1,591」に改め、同款処理処分費の項中「2,733」を「2,899」に改め、同部経済労働費の款生活経済費の項中「49,289,400」を「50,713,860」、 「453」を「474」に改め、同款産業経済費の項中「11,427,805」を「11,780,753」、 「74,834」を「59,314」、 「175,164」を「179,884」に改め、同部土木費の項中「平成30年11月1日」を「令和5年11月1日」に改め。

款建築公害費の項中「2031」又「3407」又「2483」又「2678」に改む、同款都市整備費の項中「1,112」又「1,166」に改む、同款道路橋のため費の項中

$$\left[\text{算式} \right. \\ \frac{B \times 8,192,562 + C \times 10,218,872 + D}{A \times 56} \\ \left. \times 12,217,462 + 1 \right]$$

算式の符号

A 測定単位の種別補正後の数値

B 当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力(単位は、「立方メートル/分」とする。以下同じ。)が100以上150未満の排水場

C 当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力が150以上300未満の排水場の数

D 当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力が300以上の排水場の数

〔算式

$$\frac{B \times 2,228,000}{A \times 78} + 1$$

算式の符号

A 測定単位の種別補正後の数値

B 当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力(単位は、「立方メートル/分」とする。)が

100以上の排水場の数

「0.0516」又「0.0500」又「0.1752」又「0.1697」又「0.1928」又「0.1864」又「0.5803」又「0.5939」又「65,907,660」又「73,706,365」又「78,993,453」又「87,197,070」又「109,470,095」又「116,498,502」に改む、同款中学校費の項中「0.0186」又「0.0182」又「0.1282」又「0.1253」又「0.2040」又「0.1991」又「0.6492」又「0.6574」に改む、同款他の教育費の項中「0.569」又「0.533」又「0.431」又「0.467」又「1.136」又「1.142」又「1.271」又「1.283」又「1.407」又「1.425」又「1.542」又「1.566」又「1.678」又「1.708」又「1.813」又「1.849」又「960,590」又「1,038,390」又「1,343,270」又「1,457,330」又「6,416」又「6,695」又「188,150」又「194,920」又「258,990」又「269,380」に改む、同款他の諸費の項中「8505」又「8433」に改む、同款投資的経費の部議会総務費の項及び民生費の款社会福祉費の項中「1.070」又「1.052」又「1.056」又「1.038」又「1.030」又「1.029」又「1.024」又「1.021」に改む、同款老人福祉費の項中「1.070」又「1.052」又「1.054」又「1.037」又「1.030」又「1.029」又「1.023」又「1.021」又「13,645」又「10,018」に改む、同款児童福祉費の項中「1.070」又「1.052」又「1.055」又「1.037」又「1.030」又「1.029」又「1.024」又「1.021」又「522」又「604」又「31,300,579」又「36,228,125」又「46,390」又「34,389」又「B 当該年度における児童福祉施設(児童養護施設等)の整備に係る助成事業費として知事が算定した額」

〔算式

$$\frac{B \times 2,228,000}{A \times 78} + 1$$

算式の符号

A 測定単位の種別補正後の数値

B 当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力(単位は、「立方メートル/分」とする。)が

100以上の排水場の数

「0.0516」又「0.0500」又「0.1752」又「0.1697」又「0.1928」又「0.1864」又「0.5803」又「0.5939」又「65,907,660」又「73,706,365」又「78,993,453」又「87,197,070」又「109,470,095」又「116,498,502」に改む、同款中学校費の項中「0.0186」又「0.0182」又「0.1282」又「0.1253」又「0.2040」又「0.1991」又「0.6492」又「0.6574」に改む、同款他の教育費の項中「0.569」又「0.533」又「0.431」又「0.467」又「1.136」又「1.142」又「1.271」又「1.283」又「1.407」又「1.425」又「1.542」又「1.566」又「1.678」又「1.708」又「1.813」又「1.849」又「960,590」又「1,038,390」又「1,343,270」又「1,457,330」又「6,416」又「6,695」又「188,150」又「194,920」又「258,990」又「269,380」に改む、同款他の諸費の項中「8505」又「8433」に改む、同款投資的経費の部議会総務費の項及び民生費の款社会福祉費の項中「1.070」又「1.052」又「1.054」又「1.037」又「1.030」又「1.029」又「1.023」又「1.021」又「13,645」又「10,018」に改む、同款児童福祉費の項中「1.070」又「1.052」又「1.055」又「1.037」又「1.030」又「1.029」又「1.024」又「1.021」又「522」又「604」又「31,300,579」又「36,228,125」又「46,390」又「34,389」又「B 当該年度における児童福祉施設(児童養護施設等)の整備に係る助成事業費として知事が算定した額」

〔算式

$$\frac{(B \times 0.555 + 0.445) \times C \times 138,611}{A \times 34,389} + 1$$

算式の符号

A 測定単位の種別補正後の数値

B 当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力(単位は、「立方メートル/分」とする。)が

100以上の排水場の数

算式の符号	A 測定単位の数値	B 低地係数 (1)	C 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定子どもの数	<p>端数があるときは、その端数を四捨五入する。)</p> <p>に改め、同部衛生費の項冊「1,070」を「43,360,000」や「26,378,000」、「10,620,000」や「6,622,000」に改め、同款中学校費の項冊「0.3361」や「0.2506」、「0.6639」や「0.7494」、「357,900」を「508,600」、「83,649,000」や「115,544,600」、「211,413,000」や「301,618,600」、「83,258,000」や「90,041,000」、「24,800」や「31,500」、「41,400」を「57,000」、「1,478,000」や「2,037,400」、「261,200」や「283,200」、「463,621,200」、「590,622,000」、「339,806,800」や「375,881,400」、「128,070,000」や「210,450,000」、「65,040,000」や「71,940,000」、「18,060,000」や「274,069,889」、「252,355,500」、「407,400」や「519,000」、「158,200」や「175,100」、「171,800,000」や「223,774,000」、「63,280,000」を「73,542,000」、「1,200,000」や「1,596,000」に改め、同款他の教育費の項冊「0.801」や「0.684」、「0.199」や「0.316」、「1,932」や「576」、「496,047,000」や「746,274,000」、「704」や「591」、「182」や「214」、「3,444」や「1,684」、「767,386,940」や「1,092,209,230」、「0.446」や「0.517」、「0.554」や「0.483」、「207,661」や「127,811」、「5,637」や「4,805」に改め。</p> <p>事業並びに自転車走行空間整備事業」に改め、同款公園費の項冊「0.266」を「0.332」、「0.734」や「0.668」、「2,148」や「1,864」に改め、同款教育費の款小、校費の項冊「0.3374」や「0.2476」、「0.6626」や「0.7524」、「1.100」を「1.059」、「1.033」や「1.032」、「357,900」や「508,600」、「65,418,000」を「90,359,500」、「226,610,000」や「322,535,600」、「99,847,000」を「107,981,500」、「24,800」や「31,500」、「41,400」や「57,000」、「2,037,400」、「261,200」や「288,200」、「494,991,000」を「1,478,000」、「362,799,000」や「401,314,500」、「106,725,000」を「630,585,000」、「327,500」や「59,950,000」、「13,275,000」や「15,050,000」、「257,913,500」や「241,684,656」、「42,721,100」や「66,420,900」、「211,413,000」や「301,618,600」、「83,258,000」や「90,041,000」、「62,439,000」、「86,245,400」、「256,254,600」や「285,450,000」、「187,819,400」を「181,665,000」、「388,000」や「514,400」、「85,380,000」や「77,165,000」に改め。</p> <p>別表第四冊「1,024135817」や「1,12581403」、「0.9389145」や「1,045528」、「1,0401704」や「1,0385139」、「1,11265782」や「0,96039890007」、「1,1132883」や「2,85285」、「1,1329726」や「1,3250072」、「1,13940275」や「1,39340207」、「69,287828」や「69,287835」、「84,142006」や「84,141985」、「1,0848」や「1,11575」、「1,18895966」や「1,27824176」、「0,95245802」や「0,95789」、「1,0179381」や「1,034489」、「1,0577669」や「1,0196634」、「1,2032728」や「1,15297803」、「1,04194」や「1,106379」、「69,287828」を「69,287835」に改め。</p> <p>陸 税</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の規定は、令和七年度の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整から適用する。</p>
-------	-----------	------------	---	---

園

第四・四・十
八号下高井戸

公園

東京都市計画防
災街区整備地区
計画令和七年四月十八日東京都北区告示第二
百六十号東京都市計画公
園東京都市計画公
園令和七年六月十六日足立区告示第二百七
十八号計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北
側）東京都市計画公
園東京都市計画公
園令和七年六月十六日足立区告示第二百七
十九号志茂地区防災
街区整備地区
計画東京都市計画公
園令和六年十二月二十七日足立区告示第六
百三十五号東京都市計画公
園東京都市計画公
園令和七年四月二十二日昭島市告示第百四
十九号足立第二・二
・百五十八号
柳原一丁目第
二公園東京都市計画公
園令和六年十二月二十七日足立区告示第六
百三十五号昭島都市計画地
区計画昭島駅北口駅
前地区地区計
画昭島都市計画用
途地域昭島駅北口駅
前地区地区計
画昭島都市計画高
度地区昭島駅北口駅
前地区地区計
画昭島都市計画高
度地区昭島駅北口駅
前地区地区計
画調布都市計画地
区計画調布都市計画地
区計画多摩川住宅地
区地区計画多摩川住宅地
区地区計画調布都市計画地
区計画調布都市計画地
区計画東京都市計画防
火地域及び準防
火地域東京都市計画防
火地域及び準防
火地域

特別工業地区

特別工業地区

東京都市計画公
園令和七年六月十六日足立区告示第二百七
十八号東京都市計画公
園令和七年六月十六日足立区告示第二百七
十八号足立第一・二
・百十一号柳足立第一・二
・百十一号柳

原二丁目公園

縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一一一(代) 都新宿二丁目八番一號

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む) 三〇円印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの